

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

(案)

令和5年●月

| | |
|-------------------------|-----------|
| IV 学校等 | 27 |
| 1 幼稚園、保育所、認定こども園等 | 27 |
| 2 小学校、中学校、高等学校等 | 28 |
| V 民間団体 | 35 |
| 1 民間団体の役割・取組 | 35 |
| 2 民間団体の取組の促進等 | 36 |

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

I 子どもの読書活動に関する取組の現状

家庭・地域においては、図書館数が過去最高となり¹、児童室を有したり²、読み聞かせ等を行うボランティア登録制度を設けている図書館の増加³、オンライン閲覧目録(OPAC)の導入率の上昇⁴等、読書環境の充実は年々図られているところであるが、児童用図書の貸出冊数は減少している⁵。

学校においては、司書教諭の発令や学校司書の配置は進んでいる一方⁶、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少傾向にある⁷。

II 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

1 視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律の制定

令和元年6月、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的か

1 文部科学省「社会教育統計」によると、図書館数(平成30年3,360館、令和3年3,400館)

※平成30年度調査(平成30年10月1日現在)、令和3年度調査(令和3年10月1日現在)

※令和3年度調査の数値は、中間報告であり、確定値の公表は、令和5年3月予定

2 文部科学省「社会教育統計」によると、児童室を有する図書館(平成27年2,119館、平成30年2,176館)

※平成27年度調査(平成27年10月1日現在)、平成30年度調査(平成30年10月1日現在)

3 文部科学省「社会教育統計」によると、読み聞かせ等を行うボランティア登録制度を設けている図書館(平成27年2,316館、平成30・令和3年2,386館)

※平成27年度調査(平成27年10月1日現在)、平成30年度調査(平成30年10月1日現在)、令和3年度調査(令和3年10月1日現在)

※令和3年度調査の数値は、中間報告であり、確定値の公表は、令和5年3月予定

4 文部科学省「社会教育統計」によると、OPAC導入率(平成27年:88.8%、平成30年:90.2%)

※平成27年度調査(平成27年10月1日現在)、平成30年度調査(平成30年10月1日現在)

5 文部科学省「社会教育統計」によると、児童用図書の貸出冊数(平成26年度:約1億8773万冊、平成29年度:約1億9,730万冊、令和2年度:約1億6,467万冊)

※平成27年度調査(平成26年度間)、平成30年度調査(平成29年度間)、令和3年度調査(令和2年度間)

※全体の貸出冊数も平成29年度約6億5379万冊から令和2年度約5億3085万冊に減少

※令和3年度調査の数値は、中間報告であり、確定値の公表は、令和5年3月予定

6 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」によると、

司書教諭の発令:12学級以上の学校(平成28年:小学校99.3%、中学校98.3%、高等学校96.1%、令和2年:小学校99.2%、中学校97.0%、高等学校93.2%)、11学級以下の学校(令和2年:小学校30.5%、中学校31.3%、高等学校34.9%、平成28年:小学校28.7%、中学校33.5%、高等学校35.7%)

学校司書を配置する学校の割合(平成28年:小学校58.8%、中学校58.0%、高等学校

66.6%、令和2年:小学校68.8%、中学校64.1%、高等学校63.0%)

※平成28年度調査(平成28年4月1日現在)、令和2年度調査(令和元年5月1日現在)

7 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」によると、全校一斉の読書活動を行う学校の割合(平成27年度:小学校97.1%、中学校88.5%、高等学校42.7%、令和元年度:小学校90.5%、中学校85.9%、高等学校39.0%)

※平成28年度調査(平成27年度末現在)、令和2年度調査(令和元年度末現在)

に加え、ICT を最大限に活用した高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築等を通して、学校規模や地理的要因等にとらわれず教育の質を高める手段である遠隔教育の推進に取り組むことが示された。また、図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICT などの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示された。

3 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次学校図書館計画を策定した。同計画は、全ての公立小中学校等において、学校図書館図書標準（平成5年3月29日付文部省初等中等教育局長決定）⁸の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとした。同計画に基づく地方財政措置は、5年間で、2,400億円、前計画から50億円の増加となった。

Ⅲ 子どもの読書活動の現状

小学4年生から高等学校3年生を対象とした、5月における1か月間の平均読書冊数に関する調査によると⁹、推進法が制定された平成13年度と令和4年度を比較すると、小学生6.2冊から13.2冊、中学生2.1冊から4.7冊、高校生1.1冊から1.6冊と、いずれの学校段階においても読書量は令和4年度の方が多い。第四次基本計画の初年度に当たる平成30年度（小学生9.8冊、中学生4.3冊、高校生1.3冊）と比較しても、令和4年度の読書量の方が多い。

第四次基本計画において、1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（以下「不読率」という。）について¹⁰、令和4年度に、小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とするという目標を掲げた（小学4年生から高校3年生を対象）。これに対し、令和4年度、小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%であり、いずれの学校段階でも、数値目標ま

8 「学校図書館図書標準」における、盲学校、聾学校及び養護学校に係る標準（当該通知中のウからク）について、特別支援学校制度の創設に伴い改正（平成19年4月2日付文部科学省初等中等教育局長通知）

9 「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）。読んだ本の冊数に、教科書、学習参考書、漫画、雑誌やふろくは含まれない。

10 「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）に基づき、「5月1か月間に読んだ本の冊数が0冊」の児童生徒の割合を「不読率」としている。

だり、調べたりという動機が生まれ、さらには読書活動の結果、更なる体験の実践につながるなど、読書は体験活動と連動する側面もあると考えられるが、コロナ禍における体験活動の機会の減少も不読率と無縁ではないものと考えられる。

国際的な観点からは、令和元年に公表された「OECD 生徒の学習到達度調査」によると¹⁷、我が国の子どもの読解力の平均得点は、OECD 平均より高得点のグループに位置しているが、前回調査から平均得点が統計的に有意に低下し、OECD 加盟国中 11 位となっている¹⁸。この結果について、複数の文書や資料から情報を読み取って根拠を明確にして自分の考えを書くこと、テキストや資料自体の質や信ぴょう性を評価することなどに課題があることが指摘されている¹⁹。

また、我が国を含む OECD 全体の傾向として、本の種類にかかわらず、本を読む頻度は、2009 年と比較して減少傾向にある²⁰。OECD 平均と比較すると、我が国の子どもは、フィクション、漫画を読む生徒の割合が高く、新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い²¹。

第 2 章 基本の方針

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められる。

こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠である。子どもたちは、読書を通

17 OECD（経済協力開発機構）の生徒の学習到達度調査（PISA）は、義務教育修了段階の 15 歳児を対象に、2000 年から 3 年ごとに、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの 3 分野で実施（2018 年調査は読解力が中心分野）。平均得点は経年比較可能な設計。前回 2015 年調査からコンピュータ使用型調査に移行。日本は、高校 1 年相当学年が対象で、2018 年調査は、同年 6～8 月に実施。

18 「OECD 生徒の学習到達度調査 2018 年調査（PISA2018）のポイント」（文部科学省・国立教育政策研究所）によると、同調査の「読解力」の定義は、「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、評価し、熟考し、これに取り組むこと」。また、平均得点の 2000 年～2018 年の長期トレンドに関する OECD の分析によると、日本の読解力は、平均得点のトレンドに統計的に有意な変化がない国・地域に分類される。

19 「OECD 生徒の学習到達度調査 2018 年調査（PISA2018）のポイント」（文部科学省・国立教育政策研究所）

20 同上、「読書」には、本、ウェブサイト等多様な読み物を含み、デジタル機器による読書も含む。

21 同上

との連続性を勘案することも重要であり、子どもだけに区切らず、大人も含めての読書活動の推進計画をつくる地方公共団体もある。

II 多様な子どもたちの読書機会の確保

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒は増加している²⁵。また、日本語指導を必要とする児童生徒も増加している²⁶。さらに、特定分野に特異な才能のある児童生徒の存在も指摘されている²⁷。相対的貧困状態にあるとされる子どもも一定程度存在している。本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どもたちの存在も明らかになっている。読書活動の推進に当たっても、こうした子どもたちの多様性を受容し、それに対応した取組を行うことが重要である。

中央教育審議会が令和3年1月に取りまとめた「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（以下「令和3年答申」という。）では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と位置付けた。

読書活動の推進に当たっても、全ての子どもたちの可能性を引き出すために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境を整備し、読書機会の確保に努めることが求められる。そのためには、読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「アクセシブルな書籍」という。）及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等

施された調査で、1か月に大体何冊くらい本を読むかという問に対し、「読まない」という回答が47.3%。また、第73回「読書世論調査」（株式会社毎日新聞社）によると、全国300地点の満16歳以上を対象に令和元年度に実施された調査で、「携帯端末やパソコンなどで本が読める「電子書籍」が話題になっています。あなたは電子書籍を読んだことがありますか」という問に対し、若い世代ほど「電子書籍を読んだことがある」と回答した割合が高く、10代後半、20代、30代は、6割以上が「読んだことがある」と回答。

25 文部科学省「学校基本統計」等によると、直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。特に特別支援学級（2.1倍）、通級による指導（2.5倍）の増加が顕著。

26 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」によると、令和3年度の日本語指導が必要な児童生徒数は58,307人となっている。

27 文部科学省において開催された有識者会議がとりまとめた「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 審議のまとめ～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～」（令和4年9月26日）によれば、特異な才能のある児童生徒の認知や発達の特長として、強い好奇心や感受性、豊かな想像力、高い身体的活動性、過敏な五感などや機能間の発達水準に偏りがあることなどが挙げられている。

する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められている。

読書活動の推進に当たっても、子どもが、それぞれ、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要である。

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

国は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する。地方公共団体は、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する。

また、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備を図る。

都道府県は、国が策定した基本計画を基本とし、当該都道府県における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県推進計画」という。）の策定、市町村は、本計画及び都道府県推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村推進計画」という。）の策定に努める（推進法第9条第1項及び2項）。

平成18年度末までに、都道府県推進計画策定率は100%に達した。令和3年度末時点で、市における推進計画策定率は、93.9%、町村における推進計画策定率は、74.4%となっている³⁰。第四次基本計画では、令和4年度末までに、市100%、町村70%以上を目標とし、国及び都道府県は、策定促進に努めるとされたところ、令和元年度、町村においての数値目標は達成された。

本計画における数値目標として、国及び都道府県は、令和9年度までに、市100%、町村80%以上となるよう、支援・助言等を通じ、引き続き、市町村推進計画策定の促進に努めることとする。

なお、地方公共団体が教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本

³⁰ 都道府県・市町村における子供読書活動推進計画の策定状況（令和3年度末時点）（文部科学省）

Ⅲ 国の取組等

国は、本計画に基づく施策を推進するため、関係府省庁間相互の連携を図るとともに、都道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る。

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるために、「子ども読書の日」等の全国的な普及啓発の推進や、優れた取組の奨励を図る。また、調査等を通じ、ICTを活用した子どもの読書活動に関連した取組、市町村推進計画の策定状況、子どもの不読に係る状況、読書活動の推進に携わる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等、子どもの読書活動に関するデータ、優良事例等の収集・分析・提供、助言等を行い、都道府県、市町村の取組等を支援する。

さらに、地方公共団体、図書館や学校図書館等の運営の参考となる資料等を策定し、変化する社会のニーズに対応した取組等の促進を図る。

第4章 子どもの読書活動の推進方策

I 共通事項

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校が中心となり、社会全体で取り組んでいるところであるが、以下の事項について、認識を共有することが重要である。

1 連携・協力

多様な子どもの読書活動を推進するためには、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠である。国、都道府県及び市町村は、関係機関が連携して行う子どもの読書活動を推進する様々な取組の実施を促す必要がある。

例えば、教育委員会において、社会教育主事や指導主事等が協力して、社会教育、学校教育の両面から読書活動を推進していくことが求められる。

また、家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等に加え、公民館、児童館、国立国会図書館、大学図書館等が、機関の特質を生かし、効果的に連携・協力する。また、図書館等が、地域の書店、出版社、民間団体等との連携に努め、地域に根差した子どものための読書環境醸成に取り組むことも考えられる。

(1) 地域における学習資源等の共有

学校図書館間、図書館間のみならず、学校図書館・図書館間の連携・協力体制を強化することは極めて重要である。

限られた図書等を有効に活用するために、学校間及び学校・公立図書館間で蔵書データ等の情報を共有し、相互貸借等を行うとともに、図書配送

ティ形成の場等としての役割を担っており、多くの公民館で図書室等による図書の貸出や、読み聞かせ講座の実施、読み聞かせボランティアの育成など、地域に密着した読書活動の機会が提供されている。各地域での取組については、公民館と図書館が連携し、公民館における児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動の機会の提供を行うことが重要である。

② 児童館

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々による読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となる。

③ 国立国会図書館

国立国会図書館国際子ども図書館では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援、所蔵資料の魅力を伝えるための展示会・電子展示会等を行っている。また、「国際子ども図書館」は、児童・青少年用図書等に係る各種情報のインターネットによる提供、全国の図書館職員に対するオンラインを含む講座の実施、研修講師の派遣等を行うとともに、情報交換・意見交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、学校図書館を含む図書館及び関連機関との連携・協力を引き続き推進する。

また、国立国会図書館では、同館が収集又は製作した視覚障害者等用データをインターネット経由で送信する視覚障害者等用データ送信サービスを実施しており、同サービスを通じて、視覚障害その他の理由で通常の活字の印刷物の読書が困難な児童生徒が利用しやすいアクセシブルな電子書籍等を引き続き提供する。なお、同サービスは学校図書館でも利用可能である。

書のモデルカリキュラム」が定められている。各大学等の主体的な判断により、積極的に活用されることが期待される。

国は、読書バリアフリー法や ICT 環境の変化を踏まえ、これらの講習内容等について、実態把握に努め、必要な見直しを検討する。

司書教諭、学校司書のみならず、学校での取組に関わる多種多様な人材の資質向上のために研修等を充実させる必要がある。子どもたちに日常的に最もよく接するのは一般の教師であり、研修等を通じて、全ての教師が読書活動の重要性を認識し子どもたちに働き掛けること、また、より総合的に読書活動が促進されるよう、指導主事や校長等の研修において、子どもの読書活動に関する内容の充実が図られることが重要である。

教師を対象とした研修機会の充実のみならず、教職課程において、各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。

また、各学校における校内研修や研究会等を通じ、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例が共有され、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実、教職員間の連携を促すことも重要である。

3 普及啓発

子どもの読書活動の推進のために、普及啓発活動を促進する必要がある。

(1) 子ども読書の日

「子ども読書の日」(4月23日)は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」(推進法第10条第1項)に設けられたものである。

国、都道府県及び市町村は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」(10月27日)においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。国は、引き続き、国民の間に広く子どもの読書活動について、関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催する。また、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、書店等の民間企業等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

(2) 優れた取組の奨励

国は、子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を

②小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

- ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

他方、子どもの発達が多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案した上で、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動の推進を目指す必要がある。

例えば、0歳児健診などの機会に、絵本に接する機会の提供や、絵本の配布等を行う「ブックスタート」等の取組を実施し、小学校入学までに、再度、類似の取組を行い、さらに、不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組を進める。また、多様な子どもの読書活動を支援していく上では、個々の発達段階や状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択できる環境整備が重要である。

国は、電子書籍や電子図書館に関する実態把握・分析、優良事例に係る情報提供、「3 普及啓発」の施策等を通じ、こうした取組を推奨していく。

5 子どもの読書への関心を高める取組

子どもの読書への関心を高めるために、多様な取組が行われている。

読書への関心を高める取組としては、乳幼児期から実施される「読み聞かせ」や「お話（ストーリーテリング）」、協働的な活動として、子ども同士での本等の紹介や話し合いを行う「読書会」、「書評合戦（ビブリオバトル）」、「ペア読書」、「味見読書」、「まわし読み新聞」、ゲーム感覚で実施さ

み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

・ブックトーク

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。

・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う取組。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

・ピッチトーク

テーマを決めて、各自が読んだ本を、短く発表する取組。ビブリオバトルの形式を取っても良い。

・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。感想を手紙等の形で相手に伝える方法がとられる場合もある。

・味見読書

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

・ブッククラブ

同じ本をみんなで少しずつ、数週間かけて読み、お互いに交流していく取組。

・リテラチャー・サークル

3～5人のグループになり、同じ本を各自が違う役割をもって読んだ後に、話し合う取組。役割には、「思い出し屋」、「イラスト屋」、「質問屋」、「だんらく屋」、「ことば屋」等があり、1冊を何回かに分けて読む。

・アニメーション

子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自

こと等で、多様な子どもの関心を集められる可能性もある。なお、読書の記録については、プライバシーの保護に、十分な配慮が必要である。

II 家庭

1 家庭の役割・取組

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、推進法第6条にあるように、保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められる。

具体的には、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが望ましい。また、定期的に読書の時間を設ける等、家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが重要である。

2 家庭の取組の促進等

家庭における読書活動に関しては、多様な子どもがおり、多様な家庭状況があることに配慮し、図書館、学校、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力して、状況に応じ、必要な支援を行い、社会全体で支えていく必要がある。

家庭において、読書の重要性について理解が促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが望ましい。例えば、以下のような取組が挙げられる。

- ・保護者を対象とした家庭教育に関する講座等の実施
- ・読み聞かせ会、わらべうたに親しむ活動等を通じた家族が触れ合う機会の提供
- ・家庭における読書等に関する情報提供

とりわけ、乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」、家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」を一層充実することが重要である。

こうした取組は、読書活動の推進という視点のみならず、家庭教育支援の一環としても位置づけられるものである。このため、国は、家庭教育支援チームの全国的な配置を促進するとともに、その際、家庭における読書

供用、資料の提供等を通じた活動環境の整備。

⑧ 運営状況に関する評価

運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価の実施、目標の設定に関し、図書館サービスその他の図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標の採用、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価の実施。

2 図書館の取組

(1) 多様な子どもたちの読書機会の確保

読書バリアフリー法、読書バリアフリー基本計画、「望ましい基準」を踏まえ、障害のある子どもに対するサービスの一層の充実を図る。

障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は 94.7%に上るものの、録音図書を所有する図書館は 21.5%、点字図書等を所有する図書館は 45.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は 52.2%に留まっている³⁶。

図書館は、アクセシブルな書籍及び電子書籍等の整備・提供に努める必要がある。そのためには、アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作を行う施設・団体等と連携、対応する図書館職員等の資質向上、アクセシブルな書籍及び電子書籍等の紹介コーナーの設置等に努めることが重要である。

移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子ども等、より多くの子どもに読書の機会を提供することを可能にするものであり、移動図書館を運行する場合は、運行回数の増大や巡回場所の拡充に努め、子どもやその保護者の視点に立ったきめ細かな図書館サービスの提供を図る。

日本語能力に応じた支援を必要とする子どもの読書活動の推進のために、多言語対応の他、日本の文化の紹介や日本語で読みやすい本のコーナーの設置等の工夫に努める。

子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会、子ども同士で行う活動等の実施に当たっても、多様な子どもが参加できるよう、子どもの特性や状況等を踏まえ、工夫することが求められる。

読書に興味のない子どもを含めて、幅広く、読書のきっかけをつくるための取組の充実を努める。例えば、図書館において、絵画、工作、書道、スポーツ、ゲーム等、地域の子どもの親しみやすい分野の講座や展示会、他の社会教育施設、民間の関係団体等と連携し体験活動等のイベント等を実施し、関連する図書紹介、図書館案内を取り入れる。探究的な学習活動等に際し、子どもの多様な興味に応じ、図書館資料を効果的に活用できる

36 平成30年度「社会教育統計」(文部科学省)

されることが期待される。

(3) 子どもの視点に立った読書活動の推進

現代の子どもたちは、複雑化する社会の中で、多様な背景を持っており、図書館においては、学校等の教育現場とも連携して、多様な子どもの意見聴取の機会確保に積極的に努めることが重要である。

例えば、アンケート等により、子どもの視点に立ったサービスの改善や図書収集に努める。また、中学生、高校生等の要望を把握し、資料の充実を図るとともに、YA（ヤングアダルト）コーナー等を設置したり、イベント等の実施においても企画段階から参加を募ったりする事例もある。こうした取組は、高校生等の不読率の低減にもつながる。

3 図書館における取組の促進等

(1) 図書館の設置・運営及び資料の充実

我が国の図書館数は、令和3年現在、3,400館であり⁴⁰、昭和38年以降一貫して増加している。都道府県及び市町村の設置率は、平成30年現在、都道府県立は100%、市立は98.7%であるが、町立は63.1%、村立は27.9%と⁴¹、町村立図書館の設置が十分に進んでいない。

子どもの読書活動を促進するために、公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが重要である。都道府県は、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子どもの読書活動を一層促進するための環境整備の充実に努める。特に、児童室を設置している図書館の割合は64.8%であり⁴²、引き続き、子どものためのスペース確保に努めることが求められる。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方財政措置が講じられており、都道府県及び市町村は公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう努め、国は、周知等を通じ、整備を促す。

多様な地域住民のニーズに対応した図書館の環境整備に当たっては、民間などの多様な主体と連携することも重要である。国は、図書館などの社

40 令和3年度「社会教育統計」(文部科学省)

※令和3年度調査の数値は、中間報告であり、確定値の公表は、令和5年3月予定

41 平成30年度「社会教育統計」(文部科学省)

42 平成30年度「社会教育統計」(文部科学省)

育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の意義を普及することが重要である。

幼稚園、保育所、認定こども園等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めることは重要である。

幼稚園、保育所、認定こども園等においては、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして図書の整備を図るとともに、公立図書館等の幼稚園、保育所、認定こども園等を対象とした団体貸出を利用する等、全ての子どもがより多くの本にアクセスできる環境の整備に努めることが重要である。また、幼稚園、保育所、認定こども園等は図書館の協力を得て、図書を選定することも考えられる。

また、異年齢交流において小中学生が幼稚園、保育所、認定こども園等の乳幼児に読み聞かせを行う等、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

2 小学校、中学校、高等学校等

(1) 役割

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。

学校教育法においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定されている（第21条第5号）。

小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領において、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要しつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実すること、また、地域の図書館等の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させること等の読書に関する事項が示されている。

学習指導要領等を踏まえ、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努める。また、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努める。

学校図書館は、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに

ある⁴⁵。

多様な図書の所蔵状況に関しては、令和元年度末時点で、電子書籍を所蔵している学校の割合は、小学校0.2%、中学校0.3%、高等学校1.4%、特別支援学校初等部2.8%、中等部2.5%、高等部2.4%となっている⁴⁶。デジタイズ図書等を所蔵する学校の割合は特別支援学校において高くなっている⁴⁷。外国語の図書を所蔵する学校の割合は、全体で64.3%となっている⁴⁸。

また、新聞を配備している学校は、令和元年度末現在（平成27年度末）、小学校で56.9%（同41.1%）、中学校で56.8%（同37.7%）、高等学校で95.1%（同91.0%）となっている⁴⁹。

多様な子どもに対応した読書活動の推進を実施するために、学校図書館は、学校図書館図書標準の達成率の充足のみならず、アクセシブルな電子書籍等を含む多様な図書の整備、新聞配備の充実等に努めることが重要である。

また、私立学校においても、学校図書館資料の充実が図られることは重要である。

（全校一斉の読書活動等）

10分から15分程度の短い時間を活用して児童生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施する全校一斉の読書活動は、全国26,000校以上、小学校の90.5%、中学校の85.9%、高等学校の39.0%で実施されている⁵⁰。全校一斉の読書活動等は、本を読む習慣のない子どもが本を手取るきっかけとなり、不読率の改善につながる可能性がある。学校において、読書の機会が確保されることは、子どもの読書習慣の形成を促す上で重要である。

また、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められており、STEAM教育⁵¹等の教科等横断的な学習の重要性が増していることから、高

45 平成28・令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

46 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

47 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

48 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

49 平成28・令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

50 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

51 STEAM教育については、国際的に見ても、各国で定義が様々であり、STEM（SCIENCE, TECHNOLOGY, ENGINEERING, MATHEMATICS）に加わったAの範囲をデザインや感性などと狭く捉えるものや、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義するものもある。

編成を図るものとしている。最近の研究では、1人1台端末の活用が定着した地域で、子どもたちが、様々な情報源を、各自のタイミングで即時に扱う状況が生じるとの指摘がある⁵⁶。その際に、図書も学びのための情報源の選択肢の一つとして扱われる。こうした変化の中で、子どもたちが、学校図書館、学校図書館資料、読書活動をどのように捉えるかを分析し、子どもたちの情報活用能力の育成を促すとともに、そのニーズに対応していくことが重要である。取組を進めるに当たっては、情報科の教師等が中心となることも有効と考えられる。

令和2年12月の調査では⁵⁷、2%の地方公共団体が公立学校に電子書籍を導入していると回答した。また、約1割の地方公共団体は公立学校に電子書籍を導入予定・検討していると回答し、導入の課題として、66.9%が予算不足、31.7%が電子書籍に関する知識の不足と回答した。

学校の児童生徒に対し、公立図書館の電子書籍貸出サービスのIDを一括で発行し、児童生徒に配布した端末のホーム画面に設置したアイコンから簡単にアクセスできるようにし、同時に利用する人数に制限のない「読み放題」の本を提供することで、電子書籍の活用の幅を広げた事例がある。

こうした学校図書館等のDXに当たっては、子どもたちの健康等に配慮しつつ、教師、情報通信技術支援員（ICT支援員）等のICT等の専門家を含む様々な人材等と連携し、計画的に促進することが重要である。

③ 子どもの視点に立った読書活動の推進

個々の子どもが、主体的に学んだり、楽しんだりするために、自発的な読書活動や学校図書館の活用を支援する必要がある。このため、児童生徒の意見聴取の機会を確保するとともに、図書委員等の子どもが学校図書館の運営に主体的に関わり、例えば、学校図書館便りの作成等、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことが重要である。

(3) 学校等における取組の促進等

① 学校図書館資料の計画的整備

第6次学校図書館計画に基づく経費に係る地方財政措置5か年の合計2,400億円（単年度480億円）のうち、学校図書館図書の整備のために995億円（単年度199億円）、学校図書館への新聞配備のために190億円（単年度38億円）が計上されている。

56 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第3回）高橋純氏発表資料

57 令和2年度「電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査（令和3年3月）」（文部科学省）

②体制整備

読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備する必要がある。そのため、学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、司書教諭を含む全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、計画的・組織的になされることが望ましい。また、校長が学校図書館の館長としての役割も担っているという認識を深めるために、教育委員会が、校長を学校図書館の館長として明示的に任命することが有効である。

また、教育委員会に設けられた学校図書館支援センターが、学校図書館の運営支援、研修企画・運営等を行い、地方公共団体における学校図書館全体の質的向上を総合的に図る事例もある。

国は、優良事例の収集・分析を踏まえ、研修等を通じて情報提供を行う等、各地方公共団体の体制整備を支援する。また、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライン」(平成28年11月29日 文部科学省初等中等教育局長通知)について、昨今の社会の変化やICTの急速な発展等を踏まえ、必要な見直しを検討する。

③司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教師への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図る必要がある。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。令和2年度の時点で、司書教諭の発令状況は、小学校:69.9%(12学級以上の学校においては、99.2%)、中学校:63.0%(同97.0%)、高等学校:81.5%(同93.2%)となっている⁶⁰。特別支援学校については、小学部62.4%(12学級以上の学校においては93.7%)、中学部50.1%(同92.9%)、高等部62.9%(同93.8%)である⁶¹。

都道府県教育委員会は、司書教諭が発令されていない学校における有資

60 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

61 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

み聞かせ」、フォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、子ども同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動等が行われている。

地域レベルでは、自発的に組織された約1万のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている⁶⁴。

絵本専門士⁶⁵等の読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等、様々な人々が参画することで、多面的な支援が可能となる。

2 民間団体の取組の促進等

国は、子どもの読書活動の推進を図る民間団体やボランティアの活動を一層充実させ、情報交流や合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るため、民間団体やボランティアの取組を周知するとともに、「子どもゆめ基金」をはじめとした助成や絵本専門士や認定絵本土等の人材育成⁶⁶等を推進する。

都道府県及び市町村は、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、奨励方策を講ずることが期待される。

図書館は、ボランティア登録制度の導入等により⁶⁷、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するように努める必要がある。

64 「全国読書グループ総覧」（公益社団法人読書推進運動協議会）2018年度版

65 絵本専門士とは、絵本に関する高度な知識、技能及び感性を備えた絵本の専門家であり、読み聞かせやおはなし会、ワークショップなど実際に本を使って行う取組、絵本に関する知識をもって行う指導・助言等を実施する。

66 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、平成26年度から「絵本専門士」を養成する「絵本専門士養成講座」を開設した。また、絵本専門士のカリキュラムを大学や短大等の授業の中で学ぶことのできる「認定絵本土養成講座」制度を創設し、平成31年度より始動している。令和4年度認定絵本土養成講座開設機関は、41機関42学科となっている。

67 ボランティア登録制度を有する図書館は2,386館。（令和3年度「社会教育統計」（令和3年10月1日現在）（文部科学省）